

「第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る
受託事業者の募集について」の質問に対する回答

質問①

業務効率のため仕様書等を変更し業務を提案することは可能でしょうか。
可能な場合、必ず必要な仕様をご教授していただくことは可能でしょうか。
(アンケートの集計、アンケート調査票印刷部数、計画素案の作成、等)

質問①【回答】

必要最小限のものであれば、仕様書等を変更し業務を提案していただくことは可能です。

アンケートについては就学前児童の保護者用 1,000 部、小学生の保護者用 1,000 部の合計 2,000 部を作成し、回収から分析、結果報告書の作成まで作業していただくことを想定しています。

なお、参加事業者から提出された全ての提案書について総合的に審査を行い、優先交渉権者を選定しますが、その後再度、仕様書等を精査し、優先交渉権者の事業者へ正式な見積徴取を行いますので、あらかじめご了承ください。